

小平市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小平市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。第22条において「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(経営許可に係る申請書等)

第3条 条例第4条第1項の申請は、墓地等経営許可申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項の墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地等の区域の敷地の境界から水平距離で300メートル以内の区域に存する道路、河川、住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等の位置及びこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- (2) 墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理施設、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書（墓地に係る申請の場合に限る。）
- (3) 建物及びその附属施設の設計図並びに建設に関する計画書（納骨堂又は火葬場に係る申請の場合に限る。）
- (4) 墓地等の経営の許可の申請に係る詳細な理由書
- (5) 墓地等の区域の敷地に係る土地の不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書（第10号及び次条第2項において「登記事項証明書」という。）及び同法第120条第1項に規定する地図等（次条第2項第5号及び第9条第3項第4号において「地図等」という。）
- (6) 墓地等の設置に係る資金等計画書及び管理運営に係る書類
- (7) 墓地等の設置に係る議会の議決書の写し（申請予定者が条例第3条第1号の地方公共団体である場合に限る。）
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第12条第1項の規則（条例第3条第2

号に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）が公益事業として墓地等を經營しようとする場合には、当該公益事業について明記されたもの）、当該規則に基づく当該墓地等の經營の許可の申請に関する意思決定を示す書類、同法第25条第1項の財産目録及び収支計算書その他当該宗教法人の財務状況を確認できる書類並びに当該宗教法人の同法第65条の規定により準用される商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条に規定する登記事項証明書（以下「法人登記事項証明書」という。）（申請予定者が宗教法人である場合に限る。）

(9) 信者用の墓地等の經營の実績等を示す書類（申請予定者が宗教法人で、かつ、公益事業として墓地等を經營しようとするものである場合に限る。）

(10) 納骨堂の敷地に礼拝の用に供する施設又は火葬場が存することを示す建物の登記事項証明書（申請予定者が宗教法人で、かつ、納骨堂を經營しようとするものである場合に限る。）

(11) 公益法人の定款の写し、墓地等の經營の許可の申請に関する意思決定の議事録及び当該公益法人の法人登記事項証明書（申請予定者が条例第3条第3号に規定する公益法人である場合に限る。）

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（変更許可に係る申請書等）

第4条 条例第4条第3項の申請（墓地等の廃止の許可に係るものを除く。）は、墓地等変更許可申請書（別記様式第2号）により行うものとする。

2 前項の墓地等変更許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 墓地等の区域の敷地の境界から水平距離で300メートル以内の区域に存する道路、河川、住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等の位置及びこれらから墓地等までの距離を示した見取図

(2) 墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理施設、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書（墓地に係る申請の場合に限る。）

(3) 建物及びその附属施設の設計図並びに建設に関する計画書（納骨堂又は火葬場に係る申請の場合に限る。）

(4) 墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可の申

請に係る詳細な理由書

(5) 墓地等の区域の敷地に係る土地の登記事項証明書及び地図等

(6) 墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更に係る資金計画書及び管理運営に係る書類

(7) 墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更に係る議会の議決書の写し（申請予定者が条例第3条第1号の地方公共団体である場合に限る。）

(8) 宗教法人法第12条第1項の規則、当該規則に基づく墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可の申請に関する意思決定を示す書類、同法第25条第1項の財産目録及び収支計算書その他宗教法人の財務状況を確認できる書類並びに当該宗教法人の法人登記事項証明書（申請予定者が宗教法人である場合に限る。）

(9) 信者用の墓地等の経営の実績等を示す書類（申請予定者が宗教法人で、かつ、公益事業として墓地等を経営しているものである場合に限る。）

(10) 納骨堂の敷地に礼拝の用に供する施設又は火葬場が存することを示す建物の登記事項証明書（申請予定者が宗教法人で、かつ、納骨堂を経営しているものである場合に限る。）

(11) 公益法人の定款の写し、墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可の申請に関する意思決定の議事録及び当該公益法人の法人登記事項証明書（申請予定者が条例第3条第3号に規定する公益法人である場合に限る。）

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類
（廃止許可に係る申請書等）

第5条 条例第4条第3項の申請（墓地等の廃止の許可に係るものに限る。）は、墓地等廃止許可申請書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 前項の墓地等廃止許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 改葬に関する計画書（墓地又は納骨堂に係る申請の場合に限る。）

(2) 墓地等の廃止の許可の申請に係る詳細な理由書

(3) 宗教法人法第12条第1項の規則、当該規則に基づく墓地等の廃止の許可の申請に関する意思決定を示す書類、同法第25条第1項の財産目録及び収支計算書その他宗教法人の財務状況を確認できる書類並びに当該宗教法人の法人登記事項証明書（宗教法人が墓地等の廃止の許可を受けようとする場合に限る。）

(4) 公益法人の定款の写し、墓地等の廃止の許可の申請に関する意思決定の議事録及び当該公益法人の法人登記事項証明書（公益法人が墓地等の廃止の許可を受けようとする場合に限る。）

（許可書）

第6条 市長は、墓地等の経営の許可をしたときは、墓地等経営許可書（別記様式第4号）を、当該許可の申請をした者に交付する。

2 市長は、墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の申請に対する許可をしたときは、墓地等変更許可書（別記様式第5号）を、当該許可の申請をした者に交付する。

3 市長は、墓地等の廃止の許可をしたときは、墓地等廃止許可書（別記様式第6号）を、当該許可の申請をした者に交付する。

（申請前協議書等）

第7条 条例第5条第2項の規則で定める協議書は、墓地等の計画協議書（別記様式第7号）とする。

2 前項の墓地等の計画協議書には、第3条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（標識の設置）

第8条 条例第6条第1項の規定により申請予定者が設置する標識（以下この条において「標識」という。）は、（墓地・納骨堂・火葬場）計画のお知らせ（新設・変更）（別記様式第8号）とする。

2 申請予定者は、縦0.9メートル以上、横0.9メートル以上の大きさの標識を、墓地等の道路に接する部分に地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。

3 申請予定者は、標識を風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置すると

ともに、記載事項が第5項に規定する期間中鮮明であるよう維持管理しなければならない。

4 条例第6条第1項の規則で定める距離は、水平距離で50メートルとする。

5 申請予定者は、標識を条例第6条第1項の標識を設置した日から条例第16条第3項の規定による通知の日までの間設置しておかなければならない。

6 条例第6条第1項の規定による標識を設置した旨の届出は、墓地等標識設置届（別記様式第9号）により行うものとする。

7 前項の墓地等標識設置届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 標識の設置位置図
- (3) 標識の設置状況を撮影した写真
(説明等)

第9条 申請予定者は、条例第7条第1項の近隣住民等に対する説明会（以下この条において「説明会」という。）においては、次に掲げる事項についての説明を行わなければならない。

- (1) 申請予定者の主たる事務所又は従たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称
- (3) 墓地等の所在地
- (4) 墓地等の敷地面積並びに墓地等の建築面積及び構造設備の概要
- (5) 墓地等の維持管理の方法
- (6) 墓地等の工事の着手予定日及び完了予定日
- (7) 墓地等の工事の方法
- (8) 条例第8条第1項の規定による近隣住民等の意見の申出の方法

2 条例第7条第1項の規定による報告は、墓地等説明会報告書（別記様式第10号）により行うものとする。

3 前項の墓地等説明会報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 説明会において使用した資料
- (2) 近隣住民等の名簿

(3) 説明会に出席した近隣住民等の名簿

(4) 墓地等と隣接地等との位置関係を示す地図等

(意見の申出書)

第10条 条例第8条第1項の規定による申出は、墓地等意見申出書（別記様式第11号）により行うものとする。

(指導に基づく協議の報告書等)

第11条 条例第8条第3項の規定による報告は、墓地等協議結果報告書（別記様式第12号）により行うものとする。

2 前項の墓地等協議結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 協議に使用した資料

(2) 協議の場に参加した者の名簿

(3) 協定等を締結した場合にあっては、当該協定等の内容が示された書面の写し

(墓地の構造設備基準)

第12条 条例第10条第1項第2号の規則で定める幅員は、1メートル以上とする。

2 条例第10条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 墓地の区域内に設置すること。

(2) 墳墓の区画数の5パーセントに相当する数以上の台数の自動車を駐車できるものであること。

3 条例第10条第1項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 墓地の敷地と隣接する土地との境界に接し、かつ、墓地の敷地と墳墓の区域との間に、帯状に設けること。

(2) 緑地の幅及び住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等の敷地の境界から墓地の区域の敷地の境界までの水平距離の合計が10メートル以上となるように設けること。

(3) 墓地の敷地の総面積に占める割合が、20パーセント以上であること。

4 条例第10条第1項第6号の規則で定める幅員は、6メートル以上とする。

(火葬場の設置場所)

第13条 条例第13条第1項の規則で定める距離は、水平距離で250メートルとする。

(火葬場の構造設備基準)

第14条 条例第14条第3号の規則で定める数は、5基とする。

2 条例第14条第9号の規則で定める規模は、火葬炉の数に10を乗じて得た数に相当する数の台数の自動車を駐車できるものとする。

(工事着手届)

第15条 条例第15条第2項の規定による届出は、墓地等工事着手届(別記様式第13号)により行うものとする。

(工事完了届)

第16条 条例第16条第2項の規定による届出は、墓地等工事完了届(別記様式第14号)により行うものとする。

(適合通知書)

第17条 条例第16条第3項及び第5項の規定による通知は、墓地等検査適合通知書(別記様式第15号)により行うものとする。

(みなし許可に係る届出書等)

第18条 条例第17条の規定による届出は、墓地等みなし許可に係る届出書(別記様式第16号)により行うものとする。

2 前項の墓地等みなし許可に係る届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の認可若しくは承認又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)の規定による認可を受けた事業の認可書若しくは承認書の写し

(2) 前号の事業に係る事業計画書の写し

(3) 構造設備の概要(前項の届出が墓地又は火葬場の新設又は変更の場合に限る。)

(申請事項の変更届)

第19条 条例第18条の規定による届出は、墓地等申請事項変更届(別記様式第17号)により行うものとする。

(公表)

第20条 条例第23条第1項の公表は、小平市公告式条例(昭和25年条例第6号)別

表に掲げる掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第21条 条例第23条第2項の意見を述べ、証拠を提示する機会（以下この条において「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、市長が口頭であることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 市長は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、意見陳述の機会付与通知書（別記様式第18号）により通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者（以下この条において「当事者」という。）又はその代理人は、やむを得ない事情がある場合には、市長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 市長は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに市長に提出しなければならない。

7 市長は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第23条第1項の公表をすることができる。

(立入調査員証)

第22条 法第18条第2項のその身分を示す証票及び条例第24条第2項の規則で定めるその身分を示す証明書は、小平市墓地等立入調査員証（別記様式第19号）によるものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

小平市長 殿

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

⑤

電話番号

墓地等経営許可申請書

（墓地 納骨堂 火葬場）の経営の許可を受けたいので、小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

墓地等の名称		
墓地等の所在地及び敷地の地目		
墓地等の敷地面積		
墳墓を設ける区域の面積及び墳墓の区画数 （墓地の場合のみ）		
施設の建築面積及び延べ面積（納骨堂又は 火葬場の場合のみ）	建築面積	
	延べ面積	
墓地等の構造設備の概要		
墓地等の工事の着手予定日及び完了予定日	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
墓地等の管理者の住所及び氏名	住所	
	氏名	

年 月 日

小平市長 殿

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

⑩

電話番号

墓地等変更許可申請書

（墓地 納骨堂 火葬場）の変更の許可を受けたいので、小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

墓地等の名称		
墓地等の所在地		
変更事項	墓地の区域又は墳墓を設ける区域を拡張し、又は縮小する部分の所在地並びに敷地の地目及び面積（墓地の場合のみ）	
	変更する墓地等の構造設備の概要	
工事の着手予定日及び完了予定日		着手予定日
		完了予定日
墓地等の管理者の住所及び氏名		住所
		氏名

年 月 日

小平市長 殿

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

⑩

電話番号

墓地等廃止許可申請書

（墓地 納骨堂 火葬場）の廃止の許可を受けたいので、小平市墓地等の経営の許可等に関する第4条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

墓地等の名称	
墓地等の所在地	
墓地等の敷地面積	

第 号
年 月 日

殿

小平市長 印

墓地等経営許可書

年 月 日付けで申請のあった（墓地 納骨堂 火葬場）の経営については、下記のとおり許可します。

記

墓地等の名称		
墓地等の所在地		
墓地等の敷地面積		
墳墓を設ける区域の面積及び墳墓の区画数（墓地の場合のみ）		
施設の建築面積及び延べ面積（納骨堂又は火葬場の場合のみ）	建築面積	
	延べ面積	
条件		

注

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小平市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

殿

小平市長 印

墓地等変更許可書

年 月 日付けで申請のあった（墓地 納骨堂 火葬場）の変更については、下記のとおり許可します。

記

墓地等の名称	
変更事項	
条件	

注

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小平市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

殿

小平市長 印

墓地等廃止許可書

年 月 日付けで申請のあった（墓地 納骨堂 火葬場）の廃止については、下記のとおり許可します。

記

墓地等の名称		
墓地等の所在地		
墓地等の敷地面積		
墳墓を設けた区域の面積（墓地の場合のみ）		
施設の建築面積及び延べ面積（納骨堂又は火葬場の場合のみ）	建築面積	
	延べ面積	
条件		

注

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小平市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（その1）

年 月 日

小平市長 殿

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

⑩

電話番号

墓地等の計画協議書

墓地等の計画（（墓地等の経営 墓地の区域の拡張 墳墓を設ける区域の拡張））について協議したいので、小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

墓地等の名称	
墓地等の所在地及び敷地の地目	
墓地等の敷地面積	
墳墓を設ける区域（墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合にあっては、拡張しようとする墳墓を設ける区域）の面積及び墳墓の区画数（墓地の場合のみ）	面積
	墳墓の区画数
施設の建築面積及び延べ面積（納骨堂又は火葬場の場合のみ）	建築面積
	延べ面積
墓地等の構造設備の概要（墓地の区域又は墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合にあっては、変更する構造設備の概要）	
標識設置予定日	
近隣住民等への説明会開催予定日	

(その2)

申請予定日		
墓地等の工事の着手予定日及び完了予定日	着手予定日	
	完了予定日	
墓地等の管理者の住所及び氏名（条例第4条第3項の規定による墓地の区域又は墳墓を設置する区域の拡張に係る申請をしようとする場合を除く。）	住所	
	氏名	

別記様式第8号（第8条関係）

(墓地・納骨堂・火葬場)計画のお知らせ(新設・変更)			
墓地等	名称		
	所在地		
	区域（敷地）	(1) 面積	(2) 地目
施設等の概要	墓 地	墳墓の区画数	
	納骨堂 火葬場	構造	造、地上 階、地下 階
		建築面積	(延べ面積)
		施設概要	
経営者	事務所の所在地		
	名 称		
	代表者の氏名		
標識の設置日			
許可申請予定日			
工事着手予定日			
工事完了予定日			
<p>この標識は、小平市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき設置したものです。この計画についての問合せ先は、次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">名称</p> <p style="text-align: center;">担当者氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>			

年 月 日

小平市長 殿

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

⑩

電話番号

墓地等標識設置届

小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条第1項の標識を設置したので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

墓地等の名称			
墓地等の所在地			
墓地等の計画の概要	敷地面積		
	施設の建築面積 (納骨堂又は火葬場の場合のみ)		
	施設の延べ面積 (納骨堂又は火葬場の場合のみ)	m ²	
		階数	地上 階
墳墓の区画数 (墓地の場合のみ)	区画		
申請予定日			
工事着手予定日			
工事完了予定日			
標識設置日			
計画についての問合せ先	担当者		
	電話番号		

年 月 日

小平市長 殿

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

⑩

電話番号

墓地等説明会報告書

小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条第1項の規定により説明会を行ったので、同項の規定により、下記のとおり報告します。

記

墓地等の名称		
墓地等の所在地		
説明会を開催した日時及び場所	日時	
	場所	
説明者の氏名		
説明の概要		
近隣住民等の意見及びこれに対する回答の内容		

年 月 日

小平市長 殿

住所

氏名

⑩

電話番号

墓地等意見申出書

小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、墓地等の計画について、下記のとおり意見を申し出ます。

記

申出の対象となる墓地等の名称	
申出の対象となる墓地等の所在地	
申出の対象となる墓地等の申請予定者の名称	
意見	

年 月 日

小平市長 殿

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

⑩

電話番号

墓地等協議結果報告書

小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条第3項の規定により、近隣住民等との協議を行ったので、同項の規定により、下記のとおり報告します。

記

墓地等の名称		
墓地等の所在地		
協議を行った日時及び場所	日時	
	場所	
協議の内容		
協議の結果		

年 月 日

小平市長 殿

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

⑩

電話番号

墓地等工事着手届

年 月 日付 第 号で許可を受けた墓地等については、
年 月 日に工事に着手するので、小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第15条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

墓地等の名称	
工事に着手する墓地等の所在地	
経営等の許可年月日及び許可番号	
工事の着手予定日	
工事の完了予定日	
工事施工者	
工事管理責任者	

年 月 日

小平市長 殿

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

⑤

電話番号

墓地等工事完了届

年 月 日付 第 号で許可を受けた墓地等については、
年 月 日に工事が完了したので、小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第16条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

墓地等の名称	
工事が完了した墓地等の所在地	
工事の完了日	
墓地等の敷地面積	
墳墓の区画数（墓地の場合のみ）	

第 号
年 月 日

殿

小平市長 印

墓地等検査適合通知書

年 月 日付で工事完了の届出のあった墓地等については、小平市
墓地等の経営の許可等に関する条例第16条第2項の規定により検査を実施した結果、
墓地等の使用に支障がない（適切に撤去されている）と認められるので、同条第3項
又は第5項の規定により下記のとおり通知します。

記

経営許可年月日及び許可 番号	年 月 日 第 号
墓地等の名称	
墓地等の所在地	
検査年月日	
備考	

年 月 日

小平市長 殿

事務所所在地
法人の名称
代表者氏名

⑤

（個人の場合は、住所及び氏名）
電話番号

墓地等みなし許可に係る届出書

墓地、埋葬等に関する法律第11条第1項又は第2項の規定により墓地若しくは火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったとみなされることとなったので、小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第17条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

墓地又は火葬場の名称		
墓地又は火葬場の所在地		
届出の区分	(墓地 火葬場)の(新設 変更(拡張・縮小) 廃止)	
墓地又は火葬場の敷地面積		
事業の名称		
事業の認可又は承認の年月日及び番号	日付	年 月 日
	番号	
事業の概要		

年 月 日

小平市長 殿

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

⑩

電話番号

墓地等申請事項変更届

年 月 日付 第 号により許可を受けた墓地等について、
申請事項を変更したいので、小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第18条の規定
により、下記のとおり届け出ます。

記

墓地等の名称	
墓地等の所在地	
変更事項	

第 号
年 月 日

殿

小平市長 印

意見陳述の機会付与通知書

小平市墓地等の経営の許可等に関する条例第23条第1項の公表をするに当たり、同条第2項の規定により下記の公表内容についての意見陳述の機会を付与しますので、期限までに意見書を提出してください。

記

公表しようとする内容	
公表の根拠となる条例等の条項	
公表の原因となる事項	
意見書の提出先及び提出期限 （口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）	

